

韓国化学物質関連法規レター 0号

一般社団法人日本化学物質安全・情報センター
2019.3.20 発行

<化評法関連>

☆国立環境科学院公告第 2019-129 号 化学物質の有害性審査結果告示改正（案）行政予告
（官報第 19458 号 2019.3.14. p.138）

2019年3月14日、国立環境科学院は化評法による登録が完了した化学物質のうち有害性審査を完了した化学物質の名称、有害性、有毒物質該当の有無等の告示改正案を公表した。今回の公表分は訂正と2017年10～12月に登録された219物質を含む全266物質に関する有害性審査結果である。有毒物質該当有無の欄でその他の物質については、今後製造／輸入量が増加、新たな知見が得られた等があった場合に有害性審査が行われる。意見提出は4月3日まで

<http://www.nier.go.kr/NIER/EgovMovePage.do?menuNo=15004> →2019-03-14 をクリック

☆新規化学物質の届出時の主な補完事項のお知らせ

（化学物質情報処理システム 2019.3.14.）

新規化学物質の届出時の注意事項が記載されている。識別情報は、STN、SCI Finder 等物質検索資料を提出し、分類表示は証明できる資料として MSDS を提出する等具体的に記載。

<https://kreachportal.me.go.kr/potweb/cstmrSport/notice/notifyList.do> →2019-03-14 をクリック

☆既存化学物質（事前申告）及び新規化学物質選任解任申請案内

（化学物質情報処理システム 2019.3.8.）

既存化学物質の場合、既に発給された選任事実申告書は物質確認の困難等により事前申告時には使用できないことを案内している。したがって選任事実申告書は新しく発給を受けなければならず、新しく発給を受けた選任事実申告書は登録等免除確認と今後の共同登録手続き時に使用可能となる。「選任(解任)の有無確認証明書類」は「選任契約書様式」を使用して作成及び提出しなければならない。

<https://kreachportal.me.go.kr/potweb/cstmrSport/notice/notifyList.do> →2019-03-8 をクリック

☆韓国環境公団保有有害性試験の結果を提供案内

（産業界支援センター2019.3.8.）

韓国環境公団が保有する著作権を終えた有害性試験結果（報告書）581種については、個別企業又は協議体単位(代表者)で申請し、申請単位により算定使用料を支払い、承認条件を遵守することにより使用することができる。国立環境科学院が保有している資料は、4月中に追加のお知らせをする予定。

<http://www.chemnavi.or.kr/chemnavi/spboard/noticedetail.do?idx=39654>

☆化学物質登録評価法制度履行基礎教育案内

（産業界支援センター2019.3.8.）

2019.4.4の韓国ソウルを皮切りに2019.5.16の仁川まで既存化学物質の事前申告制度など、法令の主な内容と業界履行事項の教育を実施。

<http://www.chemnavi.or.kr/chemnavi/spboard/noticedetail.do?idx=39653>

<化学製品安全法関連>

☆環境部告示第 2019-45 号 安全確認対象生活化学製品の指定及び安全・表示基準

(官報 第 19437 号 2019.2.12. p.242)

2019 年 2 月 12 日にこれまで改正前の化評法で危害憂慮製品として管理されていたものを化学製品安全法に移行したため、下位法規となる「安全確認対象生活化学製品の指定及び安全・表示基準」を新たに公布した。これまで危害憂慮製品中で指定されていた洗浄剤、除去剤、洗濯洗剤等の 23 品目に、新たに人工雪スプレー、フィルター型保存処理製品等の 12 製品を加えた 35 品目の安全確認対象生活化学製品の品目別安全基準と表示基準の遵守事項が記載されている。

[http://gwanbo.mois.go.kr/ezpdf/customLayout.jsp?contentId=00000000000000001549845188809000&tocId&isTocOrder=N&name=%25EC%25A0%259C19437%25ED%2598%25B8_%25EA%25B4%2580%25EB%25B3%25B4\(%25EC%25A0%2595%25ED%2598%25B8\)_20190212](http://gwanbo.mois.go.kr/ezpdf/customLayout.jsp?contentId=00000000000000001549845188809000&tocId&isTocOrder=N&name=%25EC%25A0%259C19437%25ED%2598%25B8_%25EA%25B4%2580%25EB%25B3%25B4(%25EC%25A0%2595%25ED%2598%25B8)_20190212)

☆「化学製品安全法」製品類型別説明会の開催・参加申込の案内

(化学製品管理システム 2019.3.11)

「製品類型別説明会」の製品類型別品目を参考後、企業で扱う製品が説明会対象に該当する場合参加下さい。殺菌剤類及びその他の説明会（3 月 14 日）、駆除剤類説明会（3 月 28 日）、保存剤類説明会（4 月 4 日）は、去る 1 月～2 月に開催された地域別説明会と内容が同じ。

※食薬処移管品目（承認対象安全確認対象の生活化学製品）のほか一般的な安全確認対象の生活化学製品（洗浄剤、芳香剤など）の説明会は、今後開催される予定

https://chemp.me.go.kr/cop/bbs/selectBoardList.do?bbsId=BBSMSTR_00000000001#

☆「化学製品安全法」パンフレット公開

(化学製品管理システム 2019.3.7)

全 41 ページからなる小冊子。化学製品安全法を簡単に解説。

https://chemp.me.go.kr/cop/bbs/selectBoardList.do?bbsId=BBSMSTR_00000000001#

☆化学製品管理システム安全基準適合確認申告ユーザーマニュアル公開

(化学製品管理システム 2019.2.22)

安全確認対象生活化学製品の web 申告方法が丁寧に解説されている。

https://chemp.me.go.kr/cop/bbs/selectBoardList.do?bbsId=BBSMSTR_00000000001#

☆「化学製品安全法」安全確認対象生活化学製品関連 FAQ 公開

(化学製品管理システム 2019.2.21)

安全確認対象生活化学製品関連の基本的な事項に関する FAQ が記載されている。

https://chemp.me.go.kr/cop/bbs/selectBoardList.do?bbsId=BBSMSTR_00000000001#

<化管法関連>

☆環境部公告第 2019-59 号 「化学物質統計調査に関する規定」一部改正（案）行政予告

(官報 第 19433 号 2019.2.1. p.143)

現行の調査対象化学物質の除外対象のうち事業場で年間取扱いが 1 トン以下である化学物質（有害化学物質は 100kg 以下）を除く規定を削除し、新規化学物質を含む、取扱う物質全てにつ

いて閾値なしの報告をするように改正する。意見提出は 2 月 20 日まで。

別紙第 1 号書式の”統計調査票”を改正し、別紙第 2 号書式の“略式調査票”、別表 1 の重点管理物質（672 物質）及び別表 2 の分類表示規定物質（5175 物質）を新設する。

（調査対象物質と取扱量）

①有害化学物質、重点管理物質、分類表示規定物質が年間 100kg を超過するか、一般化学物質について年間 1t を超過して取り扱う化学物質は統計調査票に作成・提出

②第 1 号で規定した物質の取扱数量以下で取り扱う化学物質は略式調査票に作成・提出

[http://gwanbo.mois.go.kr/ezpdf/customLayout.jsp?contentId=00000000000000001548919279913000&tocId&isTocOrder=N&name=%25EC%25A0%259C19433%25ED%2598%25B8_%25EA%25B4%2580%25EB%25B3%25B4\(%25EC%25A0%2595%25ED%2598%25B8\)_20190201](http://gwanbo.mois.go.kr/ezpdf/customLayout.jsp?contentId=00000000000000001548919279913000&tocId&isTocOrder=N&name=%25EC%25A0%259C19433%25ED%2598%25B8_%25EA%25B4%2580%25EB%25B3%25B4(%25EC%25A0%2595%25ED%2598%25B8)_20190201)

☆化学物質安全院公告第 2019-2 号

「有害化学物質少量取扱施設の設置・定期・随時検査の方法等に関する細部指針」一部改正

（官報第 19436 号 2019. 2. 11. p.98）

有害化学物質の少量取扱い施設対象の判断基準（第 3 条第 4 号）を具体的に明示して対象設備を明確化し、場外影響評価書の審査及びそれ以降の取扱い施設の検査段階まで場外影響評価書の作成レベルの判断基準と同じ基準（毎日の取扱量や保管・貯蔵量）を適用して、産業界の混乱を防止する。

[http://gwanbo.mois.go.kr/ezpdf/customLayout.jsp?contentId=00000000000000001549527086764000&tocId&isTocOrder=N&name=%25EC%25A0%259C19436%25ED%2598%25B8_%25EA%25B4%2580%25EB%25B3%25B4\(%25EC%25A0%2595%25ED%2598%25B8\)_20190211](http://gwanbo.mois.go.kr/ezpdf/customLayout.jsp?contentId=00000000000000001549527086764000&tocId&isTocOrder=N&name=%25EC%25A0%259C19436%25ED%2598%25B8_%25EA%25B4%2580%25EB%25B3%25B4(%25EC%25A0%2595%25ED%2598%25B8)_20190211)

☆環境部例規第 648 号 「有害化学物質の営業及び管理等に関する業務処理規定」一部改正

（KCMA ウェブページ 2019.3.13）

化学物質管理法改正の執行のため、試薬販売業申告及び試薬販売業変更申告を追加（有害化学物質通信販売時購買者の実名・年齢確認及び本人認証及び有害化学物質試薬販売時告知義務等）、有害化学物質営業許可変更申告追加事項反映（運搬車両変更、技術人力変更時変更申告対象に拡大）、「場外影響評価書作成等に関する規定」改正事項反映。

http://www.kcma.or.kr/sub_info/info_4_1.asp?b_name=me_news01&mode=read&IDX=4730

☆化学物質管理法改正案 法案審査中（立法予告 5/31、法制処提出 8/31、国会提出 9/30）

（政府立法支援センター2019.3.7）

化学物質確認において韓国版 UFI を付与する等の内容で 3 月 7 日に WTO/TBT 通報された改正案（2019 年 2 月 1 日）から更に改正された案が公表された。主な改正内容は、化学物質確認申告を変更した場合、変更申告が受理された日から 5 年の有効期間が発生するのを追加したほか、施行前に行われた化学物質確認について、法施行日から仮番号の使用必須をやめて、猶予期間の間に新しい確認番号を取得する等に変更した。

<http://www.lawmaking.go.kr/lmSts/govLm/2000000270802/detailRP>

☆化学物質管理法施行規則改正案 公布待機

（政府立法支援センター2019.3.1）

環境部公告第 2018-728 号の改正案（2018 年 9 月 21 日）のうちまだ公布されていなかった別表 5（有害化学物質取扱施設設置及び管理基準）の改正を公布する。施行日は 2019 年 8 月 31 日である。

<http://www.lawmaking.go.kr/lmSts/govLm/2000000270824/detailRP>

☆環境部 化学物質安全院 化学物質サイバー監視団、違法有害情報 4,198 件申告

(環境部報道発表資料 2019.3.13)

化管法に基づく化学物質サイバー監視団の昨年の運用実績を調査した結果、日常で購入可能な安価な材料での私製爆発物の製造、又は購入者情報を確認せずに有害化学物質を販売する等の不法有害情報を化学物質安全院へ 4,198 件申告しことを発表した。

<http://www.me.go.kr/home/web/board/read.do?pagerOffset=0&maxPageItems=10&maxIndexPages=10&searchKey=&searchValue=&menuId=286&orgCd=&boardId=953845&boardMasterId=1&boardCategoryId=&decorator=>

<産安法関連>

☆雇用労働部公告第 2019-118 号 産業安全保健法施行規則の一部改正令(案) 立法予告

(政府立法支援センター2019.3.5)

産業安全保健法施行規則が改正され、災害予防専門指導機関の技術指導適用対象建設現場を次々と拡大する内容の附則が新設された。それにより技術指導対象が拡大し、建設現場災害予防を強化しようとする立法趣旨の履行が困難になったので、電気及び情報・通信工事及び建築法第 11 条による建築許可対象建設工事の適用時期を明確に規定して、運営上の問題点を解決する。意見提出は 2019 年 4 月 15 日まで。

<https://opinion.lawmaking.go.kr/gcom/ogLmPp/53051?isOgYn=Y&pageIndex=5>

<化評法・化管法産業界支援センターの最新 FAQ>

(<http://www.chemnavi.or.kr/chemnavi/spkreach/faq.do>)

Q (2019/2/28)

選任者として事前申告を完了し、事前申告期間後に選任者ではなく、下位輸入者がそれぞれ登録しようとする場合は、その輸入者には登録猶予期間を適用することができますか?

A (2019/2/28)

国外の製造・生産者が選任した者で事前申告を完了したが、登録は選任者ではなく、下位輸入者が希望するものと思われます。

選任者が事前申告した下位輸入者は、既存の事前申告した権限が認められ、その下位輸入者は、事前申告をした後、登録猶予期間を適用することができることをお知らせします。

加えて輸入者が事前申告を完了し、事前申告期間後に選任者が登録しようとする場合にも、既存の事前申告が認められ、選任者は、事前申告をした後、登録猶予期間を適用することができます。

JETOC 注：猶予期間内であれば、選任者同士、輸入者から選任者、選任者から輸入者への変更はいつでも可能です。ただし、各猶予期間終了した本登録後の選任者の変更は法律文言上は可能ですが、システム上の不備で登録申請資料が引き継げず、実質変更できませんので注意下さい。その時は登録からやり直しです。

<引用法条文>

選任者関連：則 49 条 2 号、33 号書式

事前申告関連：令 10 条の 2、則 6 条の 2、5 号の 2 書式